

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 高齢者の医療の確保に関する法律の改正による見直し（第3条第5号）

これまでは、75歳到達等で国民健康保険（以下「国保」という。）から後期高齢者医療に保険が移った際、国保と後期高齢者医療で制度が異なるため住所地特例が引き継がれなかったが、法改正により国保で適用されていた住所地特例が引き継がれる。

【国保で住所地特例を受けている者が、後期高齢者医療に移った場合】

（改正前）

	入院等		75歳到達等
住所地：	A県 a 市	B県 b 市（病院等）	B県 b 市（病院等）
保険者：	a 市国保	a 市国保	<u>B県</u> 広域連合
保険料徴収	a 市	a 市	<u>b 市</u>

（改正後）

	入院等		75歳到達等
住所地：	A県 a 市	B県 b 市（病院等）	B県 b 市（病院等）
保険者：	a 市国保	a 市国保	<u>A県</u> 広域連合
保険料徴収	a 市	a 市	<u>a 市</u>

【参考】住所地特例とは

病院、診療所又は施設（「病院等」という。）に入院、入所又は入居（「入院等」という。）によりその病院等の所在する場所に被保険者が住所を変更した際、入院等の前に加入していた広域連合と病院等の所在地の広域連合が異なる場合には、入院等をする前に加入していた広域連合の被保険者となる制度（国保も同様）

① 県外の病院等に入院等をし住所変更をした場合（第3条第2号関係）

	入院等	
住所地：	A県a市	B県b市（病院等）
保険者：	A県広域連合	A県広域連合
保険料徴収	a市	a市

② 2つ以上の病院等すべてに順次住所を移している場合（第3条第3号関係）

	入院等	転院等	
住所地：	A県a市	B県b市（病院等）	C県c市（病院等）
保険者：	A県広域連合	A県広域連合	A県広域連合
保険料徴収	a市	a市	a市

③ 2つ以上の病院等に継続して入院等をしているが、途中の病院等に住所を移していない場合（第3条第4号関係）

	入院等	転院等	
住所地：	A県a市	B県b市（親族の自宅等）	C県c市（病院等）
病院等所在地：		B県x市（病院等）	
保険者：	A県広域連合	B県広域連合	B県広域連合
保険料徴収	a市	b市	b市